



NY Restaurant Show 2015

International Restaurant & Foodservice Show of New York

出品案内書

2015年3月8日（日）～10日（火）（ニューヨーク）

事業名：EU&北米圏における地域産品等の展示販売・商談会の開催・運営に係る業務

主 催：全国商工会連合会

事業運営：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）

事業の趣旨

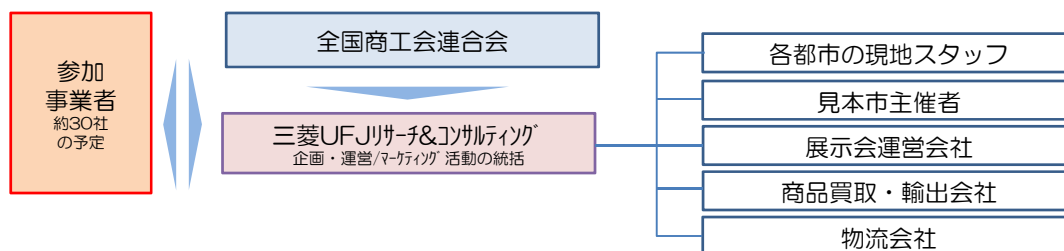
本事業は、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の海外展開を支援するため、高付加価値市場の北米圏（米国）での主要な見本市へ商品出品を行い、展示・商談を展開し、全国各地の優れた産品をさまざまに紹介することで、中小・小規模事業者の商品展開力・販売力の向上および海外展開を図ることを目的としています。

ニューヨークで開催される「NY Restaurant Show 2015」は、食品・飲料、ホテル・レストランサービス及びフードサービス産業を対象とした国際見本市として、国内外からレストラン関係者や卸業者などの来場が多いことが特徴で、北米市場への販路開拓を目指す中小企業・小規模事業者等にとって効果的な見本市です。本事業は、見本市に地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の集合ブースを設置することにより、北米市場への新規参入・販路拡大を目指す事業者を支援することで、北米への輸出拡大を目指します。

見本市概要

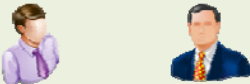
- <見本市名称> NY Restaurant Show 2015
- <会期> 2015年3月8日（日）～10日（火）
- <会場> ジェイコブ・K・ジャビッツ・コンベンション・センター
- <主催者> Reed Exhibitions
- <WEB> <http://www.internationalrestaurantny.com/>
- <特徴> 食品・飲料、ホテル・レストランサービス及びフードサービス産業を対象とした国際見本市
- <展示品> レストラン・フードサービス産業関連：フードサービス関連製品(グルメ食品,加工済み食品含む),設備機器,関連サービス
- <2014年実績> 出品社数 : 538社
来場者数 : 18,321人（トレードバイヤー15,114人）

事業運営の体制



事務局の活動内容

各都市の現地スタッフ




主要見本市

PR実施・問い合わせ・意見等の聞き取り

- ・ 出品に伴う輸出関連書類やPR資料製作、事前に用意しておくべき情報の整理、価格設定等へのアドバイスなど事前準備を支援します。
- ・ 現地バイヤーが商品に対し興味・関心を持ちブースへ来場するよう、事前のPRを行います。
- ・ 見本市会期中、各都市の現地スタッフが来場した現地バイヤー等より商品に対する評価を収集し、レポートにまとめて参加事業者にフィードバックします。
- ・ 現地バイヤー等からの見積依頼・引合、商品に関する質問等を参加事業者に取り次ぎます。

【参加にあたっての補足事項】
出品料および輸出に係る物流費用、出品商品はサンプルとして買い取り、全国商工会連合会が全額負担します。従って、参加事業者の負担は、出品サンプルの日本国内物流費、輸出に必要な各種書類の取得費用のみとなります。尚、買い取り価格、数量については、個別にご相談させていただきます。

バイヤー レストラン等
飲食業関係者 メディア



募集要項一応募要件について

■対象事業者

- ①日本国内の中小企業・小規模事業者（中小企業基本法に定める中小企業・小規模事業者）
※日本国内の原材料を活用して商品を製造する事業者のみならず、海外からの輸入原材料であっても加工を国内で行う事業者等も対象とする。
- ②出品決定後速やかに各種資料提出および納品可能な商品を有する企業。
- ③出品にかかる成果把握のために行うアンケート・調査に協力できる企業。
- ④本事業後も継続的に海外との取引に応じられる企業。
- ⑤反社会的勢力に該当しない企業。

■出品物の要件

- ①品目について： 以下に該当する品目の食品を募集いたします。
調味料、お茶、麺類、米加工品、ノンアルコール飲料、アルコール飲料（日本酒、果実酒、焼酎等）
- ②出品物についての留意事項
 - ・ 本展示会がレストラン等の関係者対象であるため、出品物は「業務用」の商品とさせていただきます。
 - ・ アルコール飲料出品については米国内での販売ライセンスを保有し、かつ米国内から商品を出品できる事業者が対象となります。
 - ・ 賞味期限が180日以上の商品とさせていただきます。
- ③米国の規制により以下商品は対象外となります。調味料等の原料をご確認下さい。
 - ・ 原材料にアメリカ製以外の人工着色料、畜肉及びエキス（鶏エキス、豚エキス、牛エキス）が含まれているもの
 - ・ 対米輸出水産食品取扱認定施設（最終加工施設）以外で製造された水産物を使用しているもの
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/taibei/2.html>

■輸出についての規制、法律をご確認ください

<米国への輸出に関して>

輸出に関する制度 農林水産省

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/seido/index.html#2-4

<東日本大震災による規制に関して>

東日本大震災による影響を受け、米国側の輸入規制が大変厳しくなっている点についてご注意ください。対象の地域、品目については放射線検査分析報告書、その他必要書類を添付して提出していただく必要があります。下記ホームページを確認の上、必要書類をご用意ください。

- ・米国向け輸出証明書申請手続き等について 農林水産省

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/usa_shoumei.html

募集要項－応募方法から選考プロセスまで

■応募方法

応募者管理を担当するライヴス社の申込受付ページ（以下）の「応募入力フォーム」に企業情報を入力のうち、お申し込みください。

<http://urx.nu/db75>

■応募締切

- ・平成 26 年 11 月 21 日（金）《Web申し込み受付17:00まで》

■募集者数

- ・30社程度
- ・1社2アイテムまで応募可
- ・出展ブースのスペースに限りがあるため（1社のブース幅80センチ程度） 応募者多数の場合は以下の選考プロセスに沿って選定させていただきます。

■選考プロセス

【Step1－要件①②③での絞り込み】

応募書類の記載内容に基づき、出品希望商品が参加要件基準①②③を満たしているかどうか事務局にて確認のうえ、絞り込みをいたします。

【Step2－グループ分け】

Step1で絞り込んだ事業者を、海外輸出経験値により (A)海外輸出初心者グループ (B)海外輸出経験者グループに分けます。応募者多数の場合はそれぞれのグループごとに次の選考に進みます。

【Step3－市場性評価による選考】

- ・(A)海外輸出初心者グループ (B)海外輸出経験者グループごとに選考をいたします。
- ・選考基準は(A),(B)ともに出展商品の米国での市場性の高さを価格・嗜好等の観点から現地商社を含めた事務局にて検討・評価するものです。
- ・Step3にて選考される企業数は(A),(B)合計して約30社を予定しております。

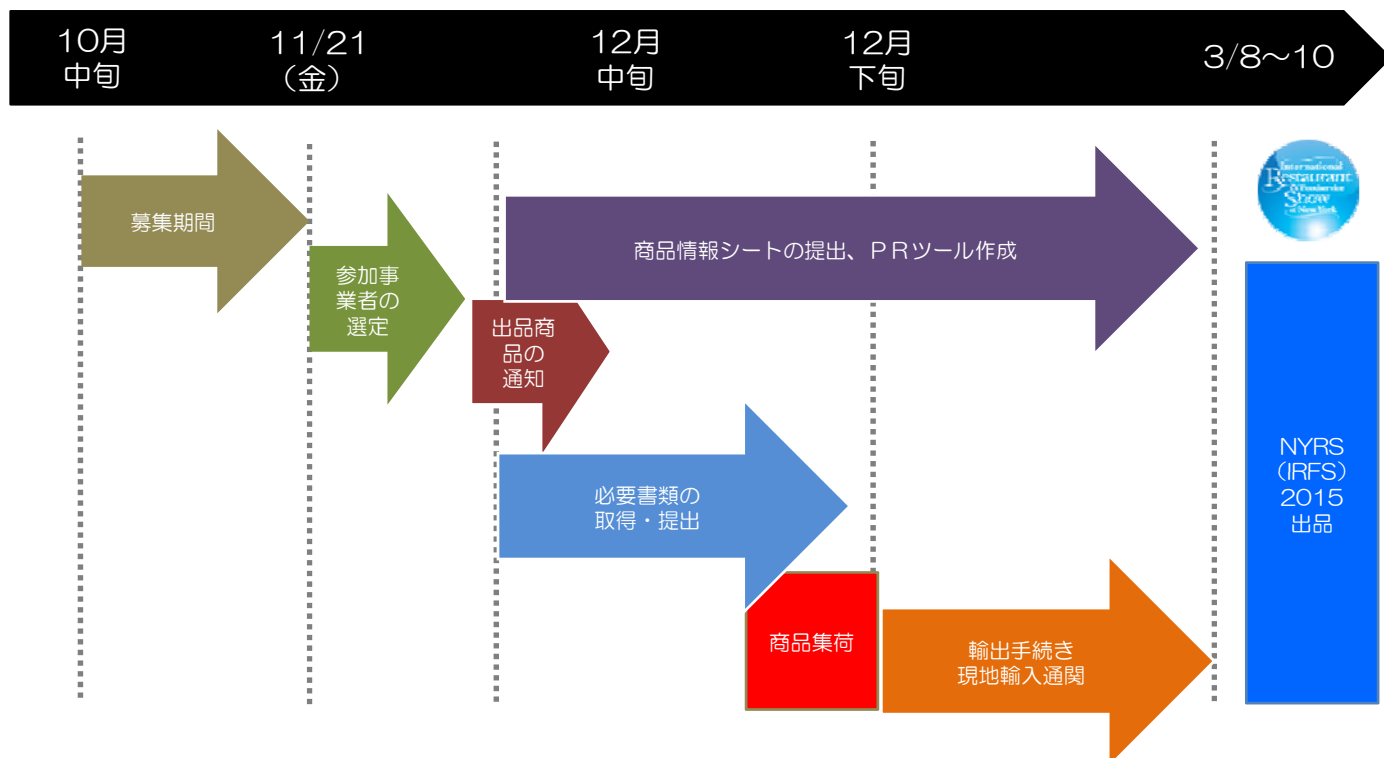
■選考結果通知

- ・申込締切日（11月21日）から10日間前後でメールにて出品の可否を通知いたします。

参加決定事業者へのご案内

■募集から見本市出展までの流れ

- ・参加決定事業者は事務局からの案内に沿って商品情報シートならびに、輸出に必要な書類を取得、提出いただきます。



■出品形式と商品搬入

- ・出品商品は買取いたします。
参加事業者より事務局が買い取り、通関でのサンプル品および見本市での試食・試飲用として配布いたします。買い取り価格、数量については個別にご相談させていただきます。
- ・出展商品は12月下旬に国内の指定倉庫まで搬入して頂きます。

■出品に係る費用負担について

【参加事業者ご負担】

- ・国内物流費（指定倉庫集荷時の送料）
- ・輸出に必要な各種書類の取得費用（必要に応じて）

出品に係る注意事項①

- ①書類等の提出期限は厳守してください。期限を過ぎて提出された場合、商品の輸送や出品ができないこと等の可能性があります。
- ②出品決定後、出品取り止めをする場合は、事務局へ書面でキャンセル意向書を提出してください。なお、商品の輸送が始まった後の段階では国内物流費等の費用の返却はできません。
- ③出品商品は日本から米国へ輸出可能なものに限り、3ページ「出品物の要件」4ページ「輸出についての規制、法律」に記載されている内容を十分確認の上、応募ください。尚、選考を通過した商品であっても、現地の社会情勢および通関時の税関の判断により、現地への持ち込みが不可能となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ④出品決定後、産地証明書、商品規格書、酒税免税申請書などをご提出いただきます。その他、営業許可証もしくは商業登記簿謄本全部事項証明書、原産地証明書、衛生証明書、その他輸出入通関用に書類などが必要な場合は順次個別にご連絡いたしますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。
- ⑤事務局は、事業主催者及び見本市主催者からの下記の事由に基づく通知により事業の取りやめ、もしくは、出品の一部取りやめをする場合は、事務局より出品者様に速やかに連絡を行います。
- 戦争、政情不安、天災、伝染病、その他展示会主催者及び運営事務局の責任に帰することができない事由により事業及び出展を予定していた見本市が開催中止となった場合。
 - 商品輸送上のトラブルにより、事業への参加が不可能になった場合。
 - 外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、本事業または見本市の開催が不適當、若しくは不可能となった場合。
- この場合、事務局は、商品等の措置等について速やかに定め、出品者様はそれに従うものとします。また、これによって生じる参加事業者の損害及び不利益等について、事務局は一切その責任を負いません。
- ⑥反社会的勢力に該当すると認められる場合は、お申し込みを受付することができません。
- ⑦事務局は、現地での営業活動・PR活動等のみを、参加事業者の意向に従い実施いたします。

出品に係る注意事項②

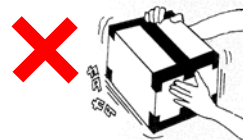
- ① 複数商品を一つの箱に同梱しての輸出はできません。
必ず、1商品に1箱ご用意の上、発送してください。
- ② 食品につきましては、現地通関手続き上、同一商品はすべて同じ製造年月日のものしか入れることができませんのでご注意ください。
- ③ 原則として、製造年月日および賞味期限の両方が商品包装に記載されていることが要求されております。アイスクリームなど、日本国内の規制で表示義務のないものについても、できる限り商品本体に日付の記載をしていただくと、現地での通関手続きがスムーズに進みます。何卒ご協力のほどお願いいたします。
- ④ ビン類などの割れ物につきましては、個別包装を施す等梱包には十分ご注意下さい。

【梱包について】

国際間輸送は様々な中継地点を経由し、海外の配達先に到着します。そのため、商品の荷崩れや破損を防ぐために強度のある箱を使用し、以下の注意書きに従った方法で、国際間輸送に耐えうる梱包をしていただくようお願いいたします。



箱を閉じ終わった際、上面、底面や側面が膨らんだりしていると外からの圧力が中の商品に直接加わるため、破損の原因になります。詰め過ぎにはご注意ください。



出来上がったダンボールをゆすってみて内部で商品が動くようであれば梱包が不十分です。緩衝材を入れて商品が動かないよう梱包してください。

お問い合わせ先

〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社内

「NYレストランショー2015」事務局

担当： 杵淵、荻野、大野

TEL： 03-6377-1035 FAX： 03-6377-1049

MAIL kokueifood@murc.jp